

(2) 別表 (1～4)

(別表 1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の防災リスク	
(洪水)	<p>松野町では、平成 30 年 7 月豪雨災害によって大規模な洪水被害を受け、床上浸水が約 100 軒、床下浸水が約 100 軒という住宅被害（特に吉野地区と延野々地区）が生じた。今回の豪雨災害は約 60 年ぶりの同規模被害ではあるが、今後の災害リスクとしてはこの規模の洪水被害を想定している。</p>
(土砂災害)	<p>当町の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町内全域に点在している。当町建設環境課の資料によると、がけ崩れ危険箇所 233 箇所（被災地城戸数 311 戸）、急傾斜地危険区域 33 箇所（被災地城戸数 245 戸）の被害が懸念されている。</p>
(地震)	<p>日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後 30 年以内に大地震が発生する確率は 70% 程度と予測されている。（南海トラフ巨大地震）このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。</p>
(その他)	<p>当町は町土の 84% を山林が占める中山間地域である。急峻な山々の奥から発する河川は、大小 10 指に余り、その主たるものに当町の中心を流れる、四万十川の支流広見川、国立公園滑床渓谷から流れる目黒川等がある。これらの河川流域では、これまでにも数々の水害に見舞われており、特に、平成 7 年の台風 10 号においては、大雨、洪水、土砂災害等で広範囲に多大な被害を及ぼし、当町では人的被害に加え、公共土木施設 113 箇所、被害額 674,200 千円ほか農産被害等を含めると総額 690,656 千円の損害を受けた。</p> <p>また、当町の気候は概ね温暖であるが、西南部鬼ヶ城山系の高山で宇和海と隔てられているため、比較的寒暖の差が激しい。冬季には季節風が強く寒冷で、ときに積雪をみる。年間平均気温は 14.9 度、年間平均降水量 2,000mm 内外と高温多雨の自然環境である。</p>
<ul style="list-style-type: none">・松野町地域防災計画の概要版 https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/1629.pdf・松野町地域防災計画（本編） https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/1630.pdf・松野町地域防災計画（資料編） https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/1631.pdf・松野町防災ハザードマップ https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/2250.pdf https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/2251.pdf・松野町水害リスクマップ https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/documents/63.pdf	

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 148 人
- ・小規模事業者数 135 人

【内訳；商工会調査（平成 24 年度経済センサス】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	38	29	
	製造業	9	9	
	サービス業	25	21	
	卸・小売業等	76	76	

(3) これまでの取組

本会及び当町では次のとおり防災に取り組んでいる。

1) 当町の取組

- ・地域防災計画に則った防災・減災対策の実施
(避難勧告等の早期発令)
- ・自主防災組織、防災士連絡協議会等の組織化
- ・年次計画に則った防災資機材・備蓄食料の整備
- ・平成 30 年 7 月豪雨を教訓とした各種取組

(町内 3 か所に高性能精密気象観測装置の設置、防災ボート（3 艇）の整備、消防団装備品の充実)

2) 本会の取組

- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力して、火災共済への加入を推進。
- ・防災備品として、会館に（スコップ、懐中電灯等）を備蓄。
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、B C P 策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3 版 1 枚程度）な事業者 B C P 策定 15 社
 - ▼事業継続力強化計画認定 10 社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 20 社
- 《対象共済・保険制度》
 - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や当町等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

<1. 事前の対策>

「松野町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年完成予定）

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- 関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- 巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- 松野町事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：本会、松野町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会と松野町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、直ちに出勤せず、職員自身がまず安全を確保のうえ、気象や道路状況等を見極めて出勤する。等。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

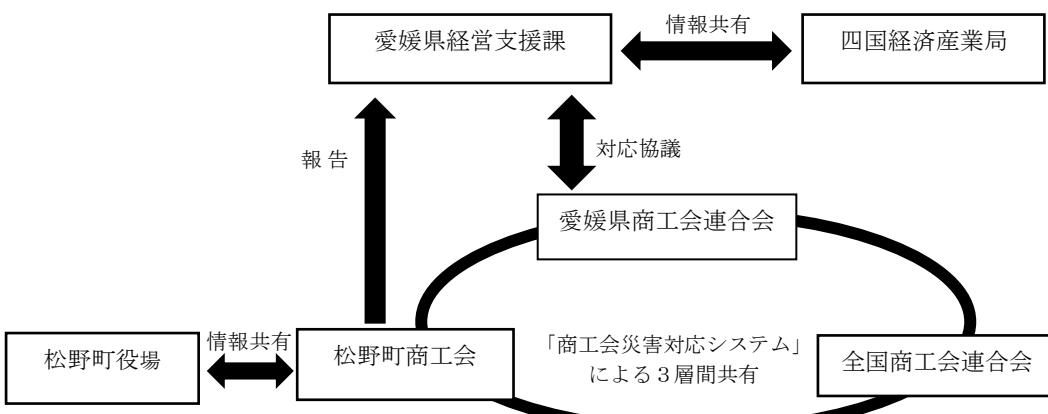
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・当計画により、本会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和2年1月現在)
(1) 実施体制	
<pre>graph TD; A[松野町商工会 事務局長] --- B[松野町 ふるさと創生課長]; A --- C[松野町 防災安全課長]; B --- D[松野町 ふるさと創生課]; C --- D; D --- E[松野町商工会(本部) 法定経営指導員]; E <--> F[損害保険 会社等]; E <--> G[松野町 ふるさと創生課]; G -- "共同" --> D; E <--> G; G -- "確認" --> C;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 城戸 慎也（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
①商工会 松野町商工会 〒798-2101 愛媛県北宇和郡松野町松丸 455 TEL : 0895-42-0505 / FAX : 0895-42-1800 E-mail : matsuno@matsuno-sci.or.jp	
②関係市町 松野町役場 ふるさと創生課 〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 TEL : 0895-42-1116 / FAX : 0895-42-1119 E-mail : m-sousei@town.matsuno.ehime.jp	
※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	200	200	200	200
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	70	70	70	70	70
・パンフ、チラシ作製費	100	50	50	50	50

調達方法

会費収入、松野町補助金 等